

## 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部県政情報・文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

ページ

## 規 則

○聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

（県政情報・文書課）

一

## 告 示

○救急医療機関の認定

（医療政策課）

一

○家畜伝染病のまん延の防止に係る家畜等の移動等の禁止

（家畜防疫対策室）

一

○道路の区域変更（二件）

（道路課）

二

## 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の

決定

（食と暮らしの安全推進課）

二

○開発行為に関する工事の完了

（建築宅地課）

三

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

（警察本部会計課）

三

## 企 業 局

○企業局固定資産等管理規程の一部を改正する管理規程

三

## 正 誤

○宮城県公報第三四一号（令和四年九月二十七日付け）中

三

## 規 則

聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七号

聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成六年宮城県規則第百十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第四項中「文書等不開示決定通知書」を「文書等不開示決定通知書」に改める。

様式第七号中「~~文書等不開示決定通知書~~」を「~~文書等不開示決定通知書~~」に改める。

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の規定による様式第七号については、当分の間、改正後の聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の規定によるものとみなす。

## 告 示

○宮城県告示第九十四号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

令和五年二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
気仙沼市立病院	二 気仙沼市赤岩杉ノ沢八番地	令和五年二月一日	令和八年一月三十一日

○宮城県告示第九十五号

家畜伝染病まん延防止規則（昭和四十三年宮城県規則第三十九号）第八条第一項の規定により、令和五年宮城県告示第五十七号で指定した家畜、又はその死体若しくは家畜伝染病の病原体をひろげるおそれのある物品の移動及び移入の禁止区域を令和五年二月十三日付けで次のとおり変更したので告示する。

令和五年二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 移動の禁止区域

角田市枝野（角島、笠松、笠松前、上沼尻、北小原、北大坊、郡山、小原、品濃、下中島、新中島、新吉原、辻、寺田、長沼、流、西小原、西原、沼尻、畑中、南小原、南大坊、本館、本館向、

柳原、与五太郎、吉原、寄井、郡、新品濃、北台、新小原、東寄井、南台、角田市小田（息栖、板堰、一里壇、扇田、大窪、大原、鹿島、香取、黒内、糍坊、坂下、新田、専福寺、竹ノ内、館ヶ崎、台、長江、戸ノ内、中江、中谷地、西屋敷、原戸、日向、福田、伏坊、舟橋、舟沼、坊ヶ入、丸山、宮田、向山、柳沢、山中、世ヶ崎、長瀬青木、泉田、加賀、賀川、上中島、北島、関場、高島、大坊、中島、長田、並柳、前原、谷地、川原、荒神、新谷地）、角田市角田（赤沼、旭町、泉町、一本柳、裏林、裏町、老ヶ崎、大沼、大町、牛館、久保田、栗木、幸町、栄町、四反田、神明、鱈沼、住社、摺鉢、銭袋、館下、田袋、田町、大島北、大島南、大坊、長泉寺、寺前、天神、洞下、中沢、中島上、錦町、西田、沼南、野田、野田前、町、町尻、町田、松ノ内、南、無笹木、元鱈沼、物見壇、中島下、扇町、緑町、南田、稔町）、角田市豊室（大江南、大畔、彦田坂、宮脇、市之丞、江合、高畔、沼頭、沼下、深町、冬住、豊栄、松沢、豊泉、豊里）、藤田（青木、中谷地）、角田市横倉（丸山、今谷、呑内窪、呑内前、馬場内、水上、明地、山崎）、角田市小田（荒井、暮坪、膳棚、斗蔵、中島、宮内）、角田市流、角田市柳町、角田市梶賀（一里壇、高畑南、東南、西、西一番、西二番、向井）、角田市島田（君内、郷主内、西釜屋敷、光畑、光目内）、丸森町館矢間（木沼入屋敷、木沼入谷地、木沼梅木、木沼木沼町、木沼下堀切、木沼新高妻、木沼水門、木沼関場、木沼高妻、木沼竹ノ花、木沼田中、木沼田ノ入、木沼檀山、木沼寺前、木沼道斎、木沼土手外、木沼中江、木沼中丸一番、木沼中丸三番、木沼中丸二番、木沼中谷地、木沼根崎、木沼場、木沼伴沢、木沼堀切、木沼町東、木沼水落場、木沼宮後、館山木沼、館山島内、館山根崎、館山町裏、松掛石間館、松掛上、松掛窪田、松掛新宮田、松掛高田、松掛館、松掛鶴巻、松掛土手、松掛土手下、松掛中西、松掛東鶴巻、松掛宮田、松掛薬師堂、松掛山ノ田）、丸森町木沼堀内、丸森町館山（後田、新境塚、新賢中、新坪沼、直洲、塚合、天王、東）、山田（市子沢、洞場、永作、山田弁財天）

2 移入の禁止区域

1 と同様

○宮城県告示第九十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和五年二月二十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 岩沼蔵王線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	
後	前	後	前

○宮城県告示第九十七号

大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）第十七条第五項の規定に基づき国土交通省東北地方整備局長から次のように道路の区域を変更する旨の通知があったので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和五年二月二十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 通知のあった年月日 令和五年一月二十三日  
 二 道路の種類 一般国道  
 三 路線名 三四九号  
 四 道路の区域

変更の区間		変更の前後	
後	前	後	前

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和五年二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 ガスクロマトグラフ質量分析計一式貸貸借  
 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 環境生活部食と暮らしの安全推進課 仙

台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和五年二月九日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 東京センチュリー株式会社 東京都千代田区神田練堀町三

五 落札金額 五千二百五十八万八千八百円(消費税及び地方消費税を除く。)

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和四年十二月二十七日

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和五年二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる 宮城郡七ヶ浜町境山一丁目八番三十六、八番二

地域の名称 百九十、八番三百三十二、八番三百五十七

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称) 仙台市青葉区本町一丁目五番三十一号

株式会社ホットハウス

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和五年二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 自動車保有関係手続のワンストップサービス警察共同

利用型システム賃貸借 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青

葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和五年一月十一日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 NTT・TCリース株式会社東北支店 仙台市青

葉区国分町三丁目一番二号

五 落札金額 二億五千六百四十七万六千円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和四年十一月十八日

企 業 局

○宮城県企業局管理規程第一号

企業局固定資産等管理規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和五年二月二十一日

宮城県公営企業管理者 佐 藤 達 也

企業局固定資産等管理規程の一部を改正する管理規程

企業局固定資産等管理規程(昭和六十三年宮城県企業局管理規程第四号)の一部を次のように改正する。

第五条中「消滅させなければならない」を「消滅させる等取得及び利用に支障のないようにしなければならぬ」に改め、同条ただし書を削る。

第二十九条第三項中「様式第十一号」を「様式第十一号の二」に改める。

別表第二中「~~三三三~~」を「~~三三三~~」に改める。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

正 誤

○宮城県公報第三四一号(令和四年九月二十七日付け)中

ページ

三一 段 行

附 則 正

誤

この管理規程は、令和四年九月

二十七日から施行し、改正後の企

業局財務規程は同年四月一日から

適用する。

この管理規程は、令和四年九月

二十七日から施行し、改正後の企

業局財務規程は同年四月一日から

適用する。